

# 退職管理の適正確保

令和3年2月

群馬県総務部人事課



# 目次

■ 退職管理の適正確保 ポイント	1
■ 再就職者による働きかけの規制	2
・ 概要	2
・ 働きかけを受けたら	4
・ 働きかけの調査	4
・ 働きかけ規制等の違反に対する罰則等	5
・ 働きかけ規制の範囲	6
■ 再就職情報の届出	7
・ 対象者	7
・ 届出項目	7
・ 届出方法	7
・ 届出が不要な場合	7
・ 届出先	8
■ 様式集	9
・ 様式1号：再就職者による依頼等の承認申請書	10
・ 様式2号：再就職者から依頼等を受けた場合の届出	12
・ 様式3号：再就職者による再就職先等の届出	13

## < 凡例 >

再

：再就職者（職員を退職し、その後、営利企業等に再就職した者）  
に関すること

職

：現職職員に関すること



# 退職管理の適正確保 ポイント

## 公務に対する県民の信頼を確保

地方公務員法においては、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を確保するため、営利企業等（※）に再就職した者（以下、「再就職者」という。）による現職職員への働きかけに対する規制や罰則等が規定されています。

※：営利企業等：営利企業及び非営利法人（国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除く。）のことをいいます。

退職者の皆さま、職員の皆さまにおかれましては、趣旨を十分に御理解の上、県民の皆さまの県政への信頼確保のため、御協力をいただきますよう、お願いいたします。

## 再就職者による働きかけの規制

- ◆ 再就職者は、原則として、離職前5年間の職務に関して離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。
- ◆ 在職中に就いていたポスト等により、規制範囲が異なります（6頁参照）。
- ◆ 違反した場合には、罰則があります。
- ◆ 働きかけを受けた職員は、人事委員会に届け出る義務があります。

## 再就職情報の届出

一定の要件を満たす再就職者は、離職後2年間の再就職について、離職時の任命権者に再就職情報を届け出なければなりません（7頁参照）。

届出のあった再就職情報は、各任命権者の判断で公表することがあります。

# 再就職者による働きかけの規制

再 職

## 概要

- (1) 再就職者は、離職前5年間に在職していた群馬県の執行機関の組織等(※1)の職員に対して、再就職した営利企業等又はその子法人と群馬県との間の契約等事務(※2)について、離職後2年間、離職前5年間の職務上の行為をする(しない)ように、要求又は依頼すること(働きかけ)が禁止されます。
- (2) 在職中のポストや職務内容により、規制される働きかけの対象範囲や規制される期間が異なります(6頁参照)。
- (3) 在職中、最終決裁権者として自ら決定した契約等事務に関しては、離職後、期間の定めなく、働きかけが禁止されます。
- (4) 規制に違反した再就職者には過料又は刑罰が科せられます。

※1：執行機関の組織等：再就職者による働きかけが禁止される職員の範囲を確定するための組織上の単位(グループ)です。具体的には、知事部局、企業局、病院局、教育委員会、警察本部のようにグループ分けされます(それぞれ、地域機関や病院、学校、警察署等を含みます)。

※2：契約等事務：①再就職者が在籍している営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間で締結される契約、②当該営利企業等やその子法人に対する処分に関する事務のことをいいます。

## 働きかけ規制の基本型



## 禁止される働きかけの例

- ◆ 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼
- ◆ 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼
- ◆ 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼
- ◆ 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼

**法律の趣旨**は、OBによる「口利き」を規制して、**公務に対する住民の信頼を保つこと**です。職員が働きかけと受け止めるような、疑わしいと考えられる行為はやめていただくようお願いします。

例：入札に加えるよう求めること、「〇〇工事よろしく」と書いた名刺を渡すこと、頻繁な名刺配り

## 例 外

次の場合は、禁止されていません。

- ◆ 県から指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合
- ◆ 次に掲げる法人の業務を行うため必要な場合
  - ①公益財団法人尾瀬保護財団 ②公益財団法人群馬県学校給食会
  - ③公益財団法人群馬県教育文化事業団 ④公益財団法人群馬県勤労福祉センター
  - ⑤公益財団法人群馬県健康づくり財団 ⑥公益財団法人群馬県建設技術センター
  - ⑦公益財団法人群馬県観光物産国際協会 ⑧公益財団法人群馬県蚕糸振興協会
  - ⑨公益財団法人群馬県市町村振興協会 ⑩公益財団法人群馬県児童健全育成事業団
  - ⑪一般財団法人群馬県森林・緑整備基金 ⑫公益財団法人群馬県スポーツ協会
  - ⑬公益財団法人群馬県青少年育成事業団 ⑭公益財団法人群馬県産業支援機構
  - ⑮公益財団法人群馬県長寿社会づくり財団 ⑯公益財団法人群馬県農業公社
  - ⑰公益財団法人群馬県馬事公苑 ⑱公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
  - ⑲公益財団法人群馬交響楽団 ⑳一般財団法人自治体国際化協会
  - ㉑群馬県公立大学法人 ㉒社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
  - ㉓社会福祉法人群馬県社会福祉事業団 ㉔群馬県国民健康保険団体連合会
  - ㉕国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ㉖群馬県土地改良事業団体連合会
  - ㉗群馬県住宅供給公社 ㉘群馬県庁生活協同組合 ㉙日本赤十字社
  - ㉚地方公共団体金融機構 ㉛地方税共同機構
- ◆ 法令、県との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合
- ◆ 法令に基づく申請・届出を行う場合
- ◆ 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合
- ◆ 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合
- ◆ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として、別記様式1号により、任命権者の承認を受けた場合

## 働きかけを受けたら

職

これらに違反する働きかけを受けた職員は、別記様式2号により、人事委員会に届出をしなければなりません。

この場合、遅滞なく届出をしてください。

(届出を行わなかった場合は、懲戒処分の対象になります。)

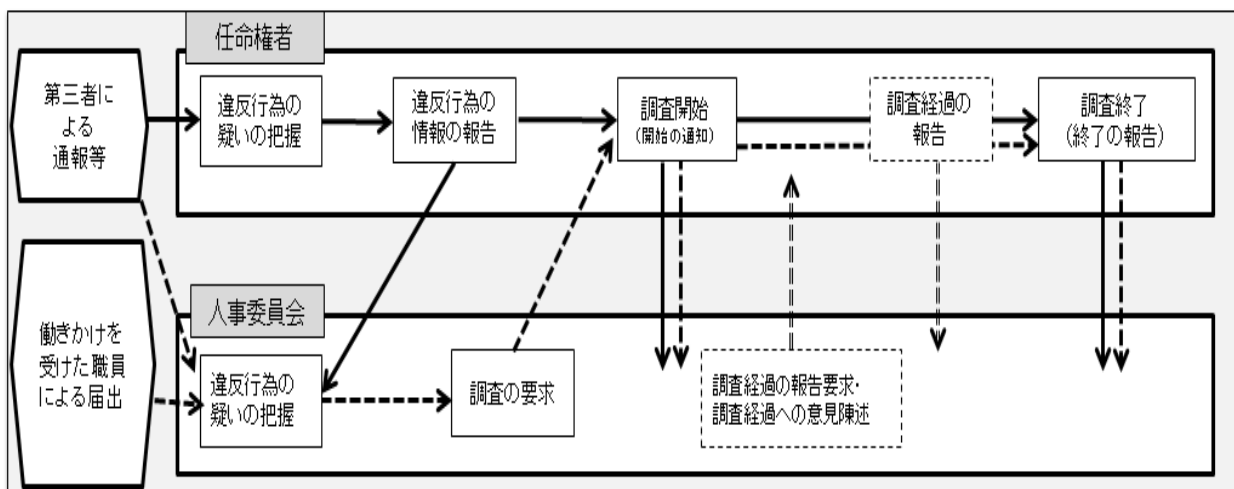
## 働きかけの調査

再

職

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、当該違反行為について、任命権者が調査を実施します。その際、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視します。

### 働きかけ規制違反に係る調査の流れ





## 働きかけ規制等の違反に対する罰則等

	規制違反の内容	罰則等
再就職者による働きかけ	再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合 (※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料
	再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするよう働きかけた場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	職員が再就職者の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金
	職員が再就職者から働きかけを受けた事実を人事委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

## 働きかけ規制の範囲

職位	規制期間	禁止される働きかけの内容		対象職名		
		離職前 5年間の 職務	離職前 5年間よ りも前の 職務	県庁	地域機関等	
部長等	離職後 <u>2年間</u>	法律 により 規制	法律 により 規制  (部長等に 就いていた 時の職務)	部長 危機管理監 会計管理者 企業局長 病院局長 議会事務局長 人事委員会事務局長 監査委員事務局長 労働委員会事務局長 教育次長		
副部長等			条例 により 規制  (副部長 等・所属長 に就いてい た時の職 務)	局長 副部長 技監 会計局長		振興局長 東京事務所長 衛生環境研究所長 農林大学校長 参事(鳥獣被害対策担当) 病院長 総合教育センター所長
所属長						所属長
その他の 職員					規制なし	
職位によらず 自ら決定した 契約・処分	離職後 <u>期間の 定めなし</u>		法律 により 規制		最終決裁権者として決定	

## 再就職情報の届出

### 対象者

所属長以上で退職し、離職後2年間に、再就職した方

### 届出項目

氏名、生年月日、退職日、退職時の職名、再就職日、再就職先の名称・業務内容・役職名 ※別記様式3号を参照してください。

### 届出方法

- ◆ 様式3号を、離職時の任命権者へ郵送してください（可能であれば、合わせて様式3号のエクセルファイルを電子メールでも送付してください）（届出先は、8頁参照）。
- ◆ 再就職後、速やかに提出してください。  
※「速やかに」とは、おおむね再就職から1カ月以内を指します。

### 届出が不要な場合

- ◆ 県の再任用職員、嘱託職員、臨時職員になる場合
- ◆ 自営業の場合
- ◆ 報酬額が103万円以下（※）の場合

※ 所得税法第28条第3項第1号括弧書きに規定する給与所得控除額に相当する金額（65万円）と同法第86条第2項に規定する基礎控除額（38万円）の合計額

- ◆ 日雇いの場合
- ◆ いわゆる退職派遣の場合

## 届出先

離職時の部局	届出先	メールアドレス ※様式を郵送の上、 メールでも送付してください	電話番号
知事部局 会計局 労働委員会事務局	総務部人事課 人事係	jinjika@pref.gunma.lg.jp	027-226-2073
企業局	(企) 経営戦略課 総務係	kkeieika@pref.gunma.lg.jp	027-226-3911
病院局	(病) 総務課 総務係	bsoumuka@pref.gunma.lg.jp	027-226-2710
議会事務局	(議) 総務課 総務係	gisoumuka@pref.gunma.lg.jp	027-226-4111
人事委員会事務局	人事委員会事務局 総務・審査係	jini@pref.gunma.lg.jp	027-226-2748
監査委員事務局	監査委員事務局 企画監査係	kansa@pref.gunma.lg.jp	027-226-2763
教育委員会 (事務局)	(教) 総務課 秘書人事係	kisoumuka@pref.gunma.lg.jp	027-226-4521
教育委員会 (教員)	学校人事課 県立学校人事係	kijinji@pref.gunma.lg.jp	027-226-4596

# 様式集

## 様式 1 号

再

再就職者による依頼等の承認申請書

## 様式 2 号

職

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

## 様式 3 号

再

再就職者による再就職先等の届出

# 様式 1 号

再

別記様式第 1 号（規格 A 4）（第 1 2 条関係）

## 再就職者による依頼等の承認申請書

令和 年 月 日

任 命 権 者 様

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条の 2 第 6 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

### 1 申請者

ふりがな 氏 名		生年月日（年齢） 昭和 年 月 日（ 歳）
連絡先	TEL	FAX
勤務先（営利企業等）の名称	勤務先（営利企業等）における地位（役職等）	
勤務先（営利企業等）の業務内容		

### 2 離職時及び離職前の状況

離職日	令和 年 月 日	離職時の職
離職前 5 年間の在職状況等	所属・職	在職期間
		自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日

※申請者が地方公務員法第 3 8 条の 2 第 4 項又は第 8 項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる役職員

ふりがな 氏名	所属
	職
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス若しくは水道水の供給の給付又は日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関するもの
<input type="checkbox"/> その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容及び職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄			
受理番号			
処理結果区分			
<input type="checkbox"/> 承認			
<input type="checkbox"/> 不承認			
<input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）			
承認又は不承認の理由			
承認番号		処理年月日	令和 年 月 日

# 様式 2 号

職

別記様式第 2 号（規格 A 4）（第 1 3 条関係）

## 再就職者から依頼等を受けた場合の届出

令和 年 月 日

人事委員会委員長 様

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 8 条の 2 第 7 項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

### 1 届出者

ふりがな 氏 名		生年月日（年齢） 昭和 年 月 日（ 歳）
所 属		職

### 2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

ふりがな 氏 名		要求又は依頼が行われた日時 令和 年 月 日 時 分
再就職者の勤務先（営利企業等）の名称		勤務先（営利企業等）における再就職者の地位（役職等）
離職時の所属		離職時の職

### 3 要求又は依頼の内容

--

人事委員会記入欄

受理番号



# 様式 3 号

再

別記様式第 3 号（規格 A 4）（第 2 4 条関係）

## 再就職者による再就職先等の届出

令和 年 月 日

任 命 権 者 様

群馬県職員の退職管理に関する条例（平成 2 8 年群馬県条例第 2 0 号）第 3 条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

ふりがな 氏 名		生年月日（年齢） 昭和 年 月 日（ 歳）	
連絡先	TEL	FAX	
離職日	令和 年 月 日	離職時の職	
再就職日	令和 年 月 日	再就職先の名称	
再就職先の業務内容			
再就職先における地位（役職等）			

任命権者記入欄	
受理番号	

令和3年2月  
群馬県総務部人事課